

広島県告示第八百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、令和五年七月三日までの間、縦覧に供する。

令和五年六月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道矢多田阿字線	府中市阿字町唐松山国有林七二六く一林小班から 府中市阿字町唐松山国有林七二六く一林小班まで	令和五年六月一九日